

四日市市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年1月26日

四日市市長 森 智 広

#### 四日市市規則第3号

四日市市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

四日市市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（昭和44年四日市市規則第18号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(災害の報告)</p> <p>第3条 実施機関は、その所管に属する職員について、<u>公務上の災害</u>又は通勤による災害と認められる死傷病が発生した場合は、その指定する者に速やかに報告をさせるものとする。負傷し、若しくは疾病にかかった職員又は死亡した職員の遺族（以下「被災職員等」という。）からその災害が公務又は通勤により生じた旨の申出があった場合も、同様とする。</p> <p>(認定及び通知)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 実施機関は、前条の規定による報告に係る災害が公務により生じたもの又は通勤により生じたもののいずれでもないとして認定したときは、次に掲げる事項を記載した書面により、被災職員等にその旨を通知するものとする。</p>	<p>(災害の報告)</p> <p>第3条 実施機関は、その所管に属する職員について、<u>公務</u>又は通勤により生じたと認められる死傷病が発生した場合は、その指定する者に速やかに報告をさせるものとする。負傷し、若しくは疾病にかかった職員又は死亡した職員の遺族（以下「被災職員等」という。）からその災害が公務又は通勤により生じた旨の申出があった場合も、同様とする。</p> <p>(認定及び通知)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 実施機関は、前条の規定による報告に係る災害が公務により生じたもの又は通勤により生じたもののいずれでもないとして認定したときは、次に掲げる事項を記載した書面により、被災職員等にその旨を通知するものとする。</p>

- (1) 実施機関の職氏名  
(2)から(5)まで (略)

別表第1 (第2条の2関係)

1から7まで (略)

8 相当の期間にわたって継続的に行う長時間の業務その他血管病変等を著しく増悪させる業務に従事したため生じた狭心症、心筋梗塞、心停止(心臓性突然死を含む。)、心室細動等の重症の不整脈、重篤な心不全、肺塞栓症、大動脈解離、くも膜下出血、脳出血、脳梗塞又は高血圧性脳症及びこれらに付随する疾病

- (1) 実施機関の長の職氏名  
(2)から(5)まで (略)

別表第1 (第2条の2関係)

1から7まで (略)

8 相当の期間にわたって継続的に行う長時間の業務その他血管病変等を著しく増悪させる業務に従事したため生じた狭心症、心筋こうそく、心停止(心臓性突然死を含む。)、心室細動等の重症の不整脈、肺そく栓症、大動脈りゅう破裂(解離性大動脈りゅうを含む。)、くも膜下出血、脳出血、脳血栓症、脳そく栓症、ラクナこうそく又は高血圧性脳症及びこれらに付随する疾病

第4号様式を次のように改める。

第4号様式（第8条関係）

地方公務員災害補償  
休業補償請求書

		請求回数	第 回					
(実施機関の職氏名) ..... 下記の休業補償を請求します。		請求年月日	年 月 日					
		請求者の住所.....						
		ふりがな 氏 名.....						
1 被に事 災関 職す 員る項	所属部局名	職 名						
	氏 名	年 月 日生 ( 歳)						
	負傷又は発病の年月日	年 月 日						
2 請求 日数等	年 月 日から 年 月 日まで のうち 日 <table border="0" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td rowspan="2" style="font-size: 2em; vertical-align: middle;">{</td> <td>全部休業した日数</td> <td>日</td> </tr> <tr> <td>一部休業した日数</td> <td>日</td> </tr> </table>			{	全部休業した日数	日	一部休業した日数	日
{	全部休業した日数	日						
	一部休業した日数	日						
		(全部休業した日に支払われた給与の総額 円) (一部休業した日に支払われた給与の総額 円)						
* 3 所長 所属の 部証 局明 の	1及び2については、上記のとおりであることを証明します。 年 月 日 所属部局の { 所在地 名 称 長の職・氏名							
4 休 業 補 償	全部休業した日 についての計算	(補償基礎額)(請求日数) (全部休業した日に支払 われた給与の総額) (A) 円 × $\frac{60}{100}$ = 円						
	一部休業した日 についての計算	(補償基礎額)(請求日数) (一部休業した日に支払 われた給与の総額) (B) ( 円 × - 円) × $\frac{60}{100}$ = 円						
	休業補償 請求金額	(A)+(B) 円						
5	厚生年金保険法等 の適用関係	<input type="checkbox"/> .....の被保険者である。 <input type="checkbox"/> 被保険者でない。						

* 6 医 師 の 証 明	傷病名	
	請求日数のうち療養のため勤務することができなかつたと認められる日数 年 月 日から 年 月 日まで のうちの 日	現在の状態 年 月 日 <input type="checkbox"/> 治ゆ <input type="checkbox"/> 死亡 <input type="checkbox"/> 中止 <input type="checkbox"/> 転医 <input type="checkbox"/> 継続中
	上記のとおりであることを証明します。 年 月 日 医療機関の {所在地 名称 医師の氏名	

7 送 金 希 望 の 場 合	口座振替	振込先金融機関名	銀行 支店	* 受理	年 月 日	
		<input type="checkbox"/> 普通預金 <input type="checkbox"/> 当座預金		* 決定金額	条例第10条の制限 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
		口座番号			円	
		預金名義者			* 通知	年 月 日
	送金手 その他	受取先金融機関名	銀行 支店		* 支払	年 月 日

[注意事項]

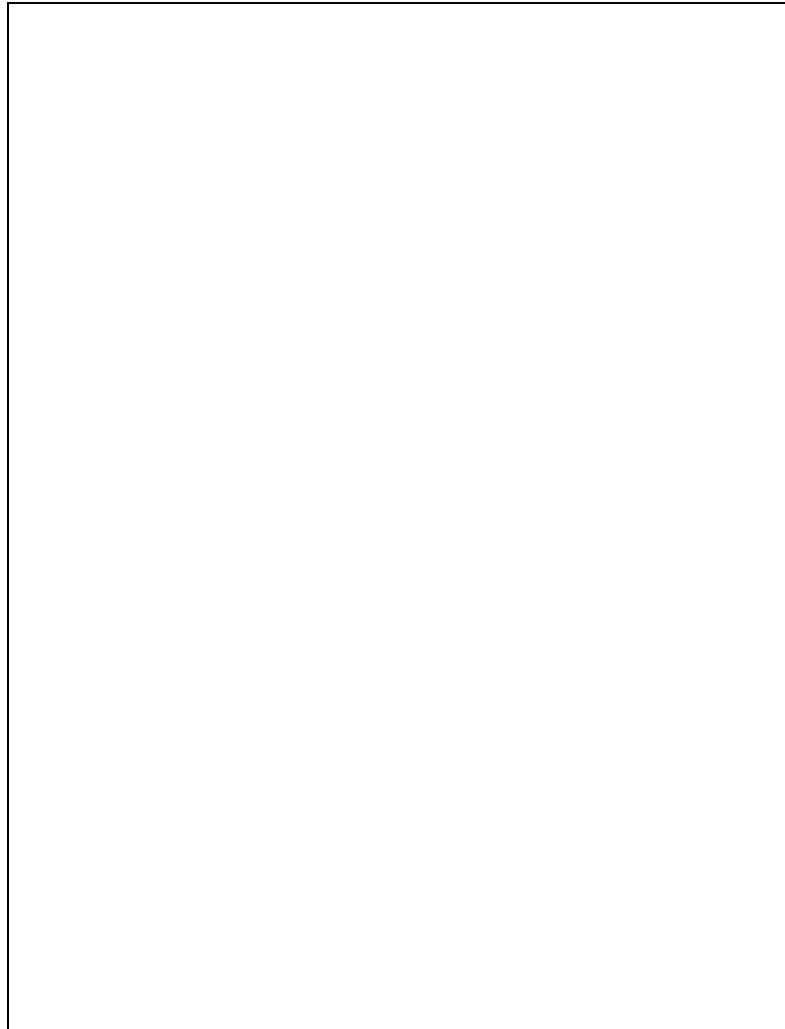
- 請求者は、\*印の欄には記入しないこと。また、該当する□に✓印を記入すること。
- 「2 請求日数等」の欄には、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第8条ただし書及び同条例施行規則第7条の2に該当する日がある場合は、当該日数を控除した日数を記入すること。
- 「\*6 医師の証明」の欄には、入院中の場合のように、既に療養補償請求書等によって療養のため勤務できないことが明らかに認められるときは、この請求書において重ねて医師の証明を求めて、記入する必要はないこと。
- 「5 厚生年金保険法等の適用関係」の欄には、請求する休業補償と同一の事由により四日市市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（以下「条例」という。）附則第6条第2項の表の上欄に掲げる年金たる給付を

受ける者であるときは、「□                      の被保険者である。」の□に☑印を記入するとともに、その適用を受ける法令の名称を記入すること。

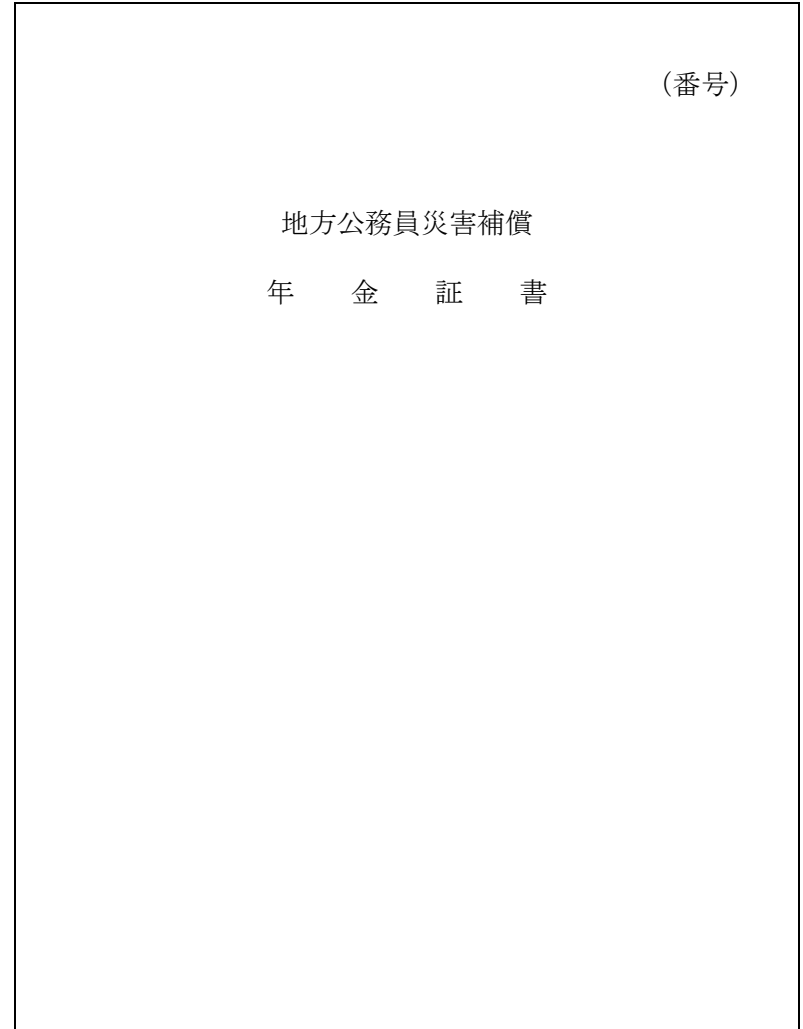
なお、この請求書を提出するときに、その年金の種類、年額、支給開始年月、年金証書の記号番号及び所轄年金事務所名等を記載した書類を添付すること。また、この請求書に係る休業補償の支給決定後に条例附則第6条第2項の表の上欄に掲げる年金たる給付を受けることとなった場合には、速やかにその旨を書類で報告すること。

第 1 2 号様式を次のように改める。

第12号様式（第12条関係）



( 4 )



(番号)

地方公務員災害補償  
年 金 証 書

( 1 )

受給権者の氏名 .....  
.....年 月 日生.....

補償の種類 .....  
.....

支給開始年月 .....年 月.....

四日市市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等  
に関する条例の規定により、上記のとおり支給します。

(実施機関の職氏名)

(職名) (氏 名) 印

[注 意 事 項]

- この証書は、四日市市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（以下「条例」という。）によって障害補償年金又は遺族補償年金の支給を受ける権利を有することを証明する書類ですが、大切に保管してください。
- この補償は、毎年2月、4月、6月、8月、10月及び12月に、それぞれの前月までの分を支払います。
- 次の場合に該当することとなったときは、速やかにその事実を証明する書類を添えてその旨を実施機関に届け出るとともに、併せてこの証書を提出してください。
  - 氏名又は住所を変更した場合
  - この年金と同一の事由によって、昭和61年3月以前から支給され、かつ、現に支給されている旧船員保険法（国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号、以下「国民年金等改正法」という。）第5条の規定による改正前の船員保険法をいう。）、旧厚生年金保険法（国民年金等改正法第3条の規定による改正前の厚生年金保険法をいう。）若しくは旧国民年金法（国民年金等改正法第1条の規定による改正前の国民年金法をいう。）の規定による年金の額が変更された場合若しくはその支給を受けられなくなった場合又は厚生年金保険法若しくは国民年金法の規定による年金の支給を受けることとなった場合、その額が変更された場合若しくはその支給を受けられなくなった場合
  - 傷病補償年金においては、その傷病等級に変更のあった場合
  - 障害補償年金においては、その障害等級に変更のあった場合
  - 遺族補償年金においては、その算定の基礎となる遺族の数に増減を生じた場合及び請求者が妻で、他に遺族補償年金を受けることができる遺族がない場合に、次のいずれかに該当したとき。
    - その妻が条例別表第2に定める第7級以上の障害の状態にある場合を除き、55歳に達したとき。
    - その妻が55歳以上である場合を除き、条例別表第2に定める第7級以上の障害の状態になり、又はその事情がなくなったとき。
- この補償を受ける権利は、譲り渡したり、担保に供することはできません。また、差押えを受けることもありません。
- 年金受給権者（遺族補償年金の場合にあつては、被災職員の妻であつた者に限る。）が、銀行等の金融機関の小額預金の利子所得等の非課税取扱を受けようとする場合は年金証書を金融機関の営業所等に提示することにより非課税の取扱が認められます。
- この証書を亡失したり損傷したときは、再交付を実施機関に請求してください。また、証書の記載事項に変更を生じた場合は、この証書と引換えに新しい証書を交付します。
- あらかじめ実施機関からその必要がないと通知された場合を除き、毎年2月1日から同月末日までの間に、実施機関に対し障害の現状又は遺族の現状に関する報告書を提出してください。
- この年金を受ける権利を失った場合は、この証書を実施機関に返納してください。年金を受ける権利を失う場合は、次のいずれかに該当した場合です。
  - 傷病補償年金の場合
    - 受給権者が死亡した場合
    - 条例別表第1の傷病等級に該当しなくなった場合
  - 障害補償年金の場合
    - 受給権者が死亡した場合
    - 条例別表第2の障害等級表の第7級以上に該当しなくなった場合
  - 遺族補償年金の場合
    - 受給権者が死亡した場合
    - 受給権者が婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をした場合
    - 直系血族又は直系姻族以外の者の養子（届出をしていないが、事実上養子縁組関係と同様の事情にある者を含む。）となった場合
    - 離縁によって死亡した職員との親族関係が終了した場合
  - 受給権者が死亡した職員の子、孫又は兄弟姉妹であるときは、その者が18歳に達した日以後の最初の3月31日が終了した場合（その者が職員の死亡の時から引き続き条例別表第2の障害等級表の第7級以上の障害の状態にある場合を除く。）
  - 条例別表第2の障害等級表の第7級以上の障害の状態にあることにより受給権者となっている者がその状態でなくなった場合
- 実施機関又は公務災害補償等審査会から報告又は出頭等を求められたときに、その報告をせず、出頭せ



附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(総務部人事課)